

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 1 月 5 日改定）

掲載日 2025 年 11 月 1 日

■特定口座規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
6 源泉徴収 (1)～(2) （略） (3) 還付は、国債等規定第 <u>7</u> 条（元利金の支払）に定める国債等振替口座の加入者が指定する通常貯金又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座への預入により行います。	6 源泉徴収 (1)～(2) （同左） (3) 還付は、国債等規定第 <u>6</u> 条（元利金の支払）に定める国債等振替口座の加入者が指定する通常貯金又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座への預入により行います。
附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2025 年 5 月 19 日</u> から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2026年 1 月 5 日</u> から実施します。

以 上